

名城大学

MEIJO UNIVERSITY



MEIJO
UNIVERSITY

2026

入試問題集

大学院入試 1月24日実施

◆ 解答例・出題の意図 ◆

本学では、令和 9（2027）年度入試より入試日程の増設など、入試方式の見直しを行っていますので、出願前に必ず入試情報サイト「MEIJO NAVI」や入試ガイド（以下 URL および QR コード）をご確認ください。

入試ガイド 2027 : <https://www.meijo-u.ac.jp/admissions/pamphlet/>



目次

1月24日実施

法学研究科 修士課程

租税法 (一般二次)	2
法制史 (一般二次)	2
民法 (一般二次)	3
憲法 (一般二次)	3
中国語 (一般二次)	3

法学研究科 博士課程

英語 (一般一次)	4
行政法 (一般一次)	4

薬学研究科 博士課程

英語 (病態解析科学／外国人二次)	4
英語 (医療情報科学／社会人二次)	5
英語 (薬物動態科学／社会人二次)	5
英語 (薬物治療科学／社会人二次)	5

法学研究科 修士課程

法律学専攻 一般 二次 租税法学

入 試 年 度	2026 (令和 8) 年度入学試験
研 究 科 ・ 専 攻 名	法学研究科 法律学専攻【修士課程/博士前期課程・博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	一般 一次
試 験 科 目 名	租税法学
出 題 の 意 図	本問は、租税の意義および税外負担と租税法律主義（地方税条例主義）との関係を問う問題である。 1 は、A 市の施設利用料と地方税の違いを説明する問題である。租税の非対償性について言及・説明することが求められている。 2 は、施設利用料の金額を条例ではなく市長の告示で定めるということが、租税法律主義（憲法 84 条）における課税要件法定主義に反しているかどうか問われている。施設利用料が租税に当たるかどうにかかわらず、民主的統制のあり方について論じることがポイントとなる。

No.1

(解答例)
解答例： 1 一般に、租税とは、国や地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてではなく、公共サービスを提供するための資金を調達する目的で、法律ないし条例の定めに基づいて私人に課す金銭給付とされている。その性格として、(1) 公益性、(2) 非対償性、(3) 権力性が挙げられる。 (1) 公益性とは、国または地方公共団体が、その提供する公共サービスに必要な資金を調達する目的を持つものであるという租税の性格を意味する。 (2) 非対償性とは、租税は特別の反対給付ではなく、具体的な行政サービスと直接的な対価関係にはならないことを意味する。 (3) 権力性とは、租税は、国または地方公共団体が一方的に課す性格を意味する。 なお、地方税も、上記の租税の性質を持つものである。 A 市が徴収する施設使用料は、A 市が管理する施設を利用する対価であることから、(2) 非対償性に該当しないため、租税の性格を有しないことになる。 したがって、A 市が徴収する施設使用料は、対償性の点で、地方税と異なるものである。

解答例： 2 A 市が管理する施設を使用する際には、施設使用料を支払わなければならないことが条例に定められているものの、その金額は条例ではなく市長の告示で定められている。これについて、租税法律主義、特に課税要件法定主義との関係でどのように考えるべきかが問題となる。 憲法 84 条は、租税は法律に基づいて課されなければならないという租税法律主義の原則を定めている。そして、課税に関する事項である課税要件は、法律に規定しなければならないとする原則を、課税要件法定主義という。また、国税については租税法律主義が妥当だが、地方税については地方税条例主義が妥当するため、地方税の課税は、当該地方公共団体の議会が定める条例に基づかなければならないことになる。 そのため、A 市が徴収する施設使用料が「租税」に当たるのであれば、課税要件法定主義の原則から、その金額は A 市条例で定めなければならないことになる。しかし、1 で述べたように、施設使用料は「租税」ではないため、金額を条例で定めていないとしても、直ちに租税法律主義（地方税条例主義）に反するわけではない。 ただし、A 市の施設使用料も A 市が私人から徴収する金銭であることから、租税法律主義による統制がまったく及ばないと考えると、恣意的な徴収の可能性があるため、適切ではない。そのため、施設使用料についても民主的統制を及ぼすことが適切であると考えられる。A 市では、市長が告示によって定めた施設使用料の金額は、市議会で事後的に承認を受けていることから、一定の民主的統制が及んでいるものと考えられる。また、A 市長は市民から直接選挙によって選出されているため、その権限行使に一定の民主的正当性を与えられている。 以上から、A 市の施設使用料の金額を条例で定めず、A 市長が告示で定めることについて、そもそも施設使用料が「租税」に当たらず、また一定の民主的統制が及んでいるといえることから、租税法律主義（地方税条例主義）には反しないといえる。
--

以上

No.2

法律学専攻 一般 二次 法制史学

入 試 年 度	2026 (令和 8) 年度入学試験
研 究 科 ・ 専 攻 名	法学研究科 法律学専攻【修士課程/博士前期課程・博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	一般 一次
試 験 科 目 名	法制史学
出 題 の 意 図	問 1 では、刑法典の編纂を素材として、明治期における近代法継受の流れを、論理的かつ正確な文章によって説明できるかを確認します。 問 2 では、民法の基本原則の一つである権利能力平等原則、あるいは「人格の自由」の原則について、その意義と発展過程の理解を確認します。

(解答例)

問 1. 明治時代の刑法典の編纂について述べよ。

解答例：最低限の合格ラインとして、以下のポイントを押さえて論述されていることが求められる。 ・いわゆる不平等条約の改正は、明治新政府にとっての外交上の最重要課題であり、その実現に向けては、近代法の原則に立った法典編纂が不可欠であったこと。 ・一方で、早期の治安維持の必要などから、明治初期には「旧律例」（明治元年）、「新律綱領」（明治 3 年）ならびにその改正法である「改定律例」（明治 6 年）など、律型の刑法が編纂されたこと。 ・律型刑法の編纂に際しては、明治律のほか、明律系清刑法である熊本藩「刑法草案」が参照されており、起草に際しても熊本藩出身者が重要な役割を果たしていたこと。 ・「新律綱領」まで、新政府は刑法を公布しておらず、伝統法的観念を継承していること。一方で「新律綱領」は印刷出版が認められ、「改定律例」は勅諭を伴って公布されるなど、近代法意識の萌芽がみられること。 ・また、「改定律例」においては逐条体の採用、懲役刑の導入、鶏姦罪の規定など、西洋近代法、とくにフランス法の影響がみられること。 ・明治 8 年以降、司法省において西洋近代的な刑法典の編纂が開始され、ポワソナードの起草した草案を基にした刑法典が、明治 13 年に制定されたこと。 ・明治 13 年刑法（旧刑法）は、第 2 条に罪刑法定主義を明示し、身分による区別や責任主義を採用するなど、近代刑法として性格が強いこと。また、犯罪を重罪・軽罪、違警罪に区分するなど、フランス法の影響を強く受けていたこと。 ・明治 25 年以降、ドイツ法の継受や新派刑法理論の採用を志向する刑法の全面改正作業が始まり、明治 40 年に制定されたこと。

問 2. 以下の (ア) ～ (エ) は、フランスまたはドイツにおける法律または法律家（過去のものも現行のものもある）に含まれる条文である。これらを成立年代の古い順に () → () → () → () という形で並べなおしなさい。 そのあと、それぞれがどのような法律（案）の条文であることを示しつつ、そのように並べた理由を説明しなさい。 (ア) すべてのフランス人は私権を享有する。 (イ) 1・すべての民族間には、その人格と財産によって、民族共同体の存立と繁栄に必要なものを民族共同体に与えなければならない。民族間には、労役及び兵役を提供し、公租公課を負担し、民族の共同生活に義務意識を持ち積極的に参加しなければならない。2・そのためのために民族間には、その人格性および責任の表明として、民族共同体における法的地位を保障される。 (ウ) 人の権利能力は、出生の完了とともに始まる。 (エ) 人間は、市民社会において一定の権利を享有するが、人格と称される。 市民社会は、自然又は法律によって、もしくは同時にその両者を通じて結合せる諸々の小社会および身分よりなる。
--

No.1

解答例：合格ラインとして、権利能力平等にかんする問題であると理解すること、順序を正しくなおすこと、その理由が概ね正しく説明されていることが求められる。また合格ラインとしては、各法律の成立年、第何条かの特定、ならびに (イ) と (エ) の法律（案）の名称について正答は必ずしも求めず、また「市民社会」、「権利能力」の概念史・学説史について詳述も求めない。 ・順序 (エ) → (ア) → (ウ) → (イ) (エ) プロイセン一般ラント法(1791 年成立、1794 年施行)・第 1 部第 1 章第 1 条・第 2 条。人はその属する「小社会・身分」に応じて権利能力を有するとされており、当時の身分制的社会構造を反映している。 (ア) フランス民法典(1804 年成立・施行) 第 8 条。(エ) にいわれるところの「小社会および身分」が革命により崩壊され、「フランス人」の権利能力平等が達成されている。しかし私権享有の始期や外国人の私権享有については、この法文自体からは明らかではない。 (ウ) ドイツ民法第 1 条(1896 年成立・1900 年施行)。権利能力を出生という自然的事実と結びつけることで人格すなわち権利主体の概念と人間の概念を同一のものとし、権利能力平等が簡潔に表現されている。 (イ) ナチス民族法典草案(1939 年ごろから起草)第 1 編第 1 条。権利が出生という事実によって平等に与えられるのではなく、民族間への貢献度合いに応じて与えられることを宣言している。ナチスによる近代法原則破壊の試みの一例。

以上

No.2

法律学専攻 一般 二次 民法学

入 試 年 度	2026 (令和 8) 年度入学試験
研 究 科 ・ 専 攻 名	法学研究科 法律学専攻【修士課程/博士前期課程・博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	一般 二次
試 験 科 目 名	民法学
出 題 の 意 図	今回は、民法学の分野に関して、(1)総則・物権、(2)債権、(3)家族法(親族・相続)に区別をしたうえで、各分野から 1 問を選択して評定することを求めている(なお、問題によっては、分野がまたがる問題もある)。各問題の出題意図および解答例は以下のとおりである。

問1. 総則・物権法

本問は、民法の総則と物権の両領域にまたがる問題であり、不動産に関する時効取得と不動産物権変動のルールとの関係について、確立している判例の原則をその理由付けとともに正確に理解していることを前提に記述できるかが評価のポイントである。

すなわち、①不動産の時効取得と通常の不動産物権変動との異同をふまえた上で、②取得時効の完成時における占有者と所有者との関係(不動産物権変動の当事者の関係として処理)、③占有者と取得時効完成前に所有者から所有権を譲渡された第三者との関係(②と同様に、当事者の関係として処理)、④占有者と取得時効完成後に所有者から所有権を譲渡された第三者との関係(177 条の不動産物権変動における第三者に対する対抗問題として処理)、⑤上記のルールを前提とした、取得時効の起算点の問題(取得時効の起算点である占有開始時を任意にずらすことは許されない)、⑥更に時効期間が経過した場合(②と同様の処理)について、⑦～⑧の場合分けのルールとその理由づけを正確に記述することが必要である。

以上の判例原則に関する理解と記述を前提に、さらに、学説による判例に対する批判やさまざまな見解をふまえたうえで、自説を展開することにもチャレンジすればかなり高い評価となる。

問2. 債権法

本問は、同一の事実関係を素材として、有償契約である売買と無償契約である贈与とで、債務の内容および契約不適合に対する法的処理の構造がどのように異なるかを、条文・制度趣旨に即して説明できるかを問うものである。契約類型の違いが責任の範囲や追及手段にどのように反映されるかを体系的に把握しているかが評価のポイントとなる。

①売買においては、売主は種類、品質および数量に関して契約の内容に適合した物を引き渡す義務を負う。引き渡された建物に雨漏り等の不具合がある場合、当該給付は品質に関して契約内容に適合したものとはいえず、買主は売主に対して契約不適合責任を追及することができる。民法 562 条以下に定める追完請求、代金返還請求、損害賠償請求および契約の解除について、それぞれの要件・効果および相互関係を正確に説明できているかが重要である。また、民法 566 条の期間制限に言及できているかも評価の対象となる。

②贈与においては、その無償性を考慮し、贈与者の責任は売主の場合よりも軽減されている。ただし、これは贈与について特別の担保責任を設けるのではなく、贈与者が負う給付義務の内容を限定するという方法によって実現されている。すなわち、贈与者も契約の内容に適合した物を引き渡す義務を負うが、その内容は、贈与の目的物として特定した時点(本問では契約締結時)の状態で引き渡すことを約したものと推定される(民法 551 条 1 項)。したがって、本問のような不具合が存在しても、それが特定時に既に存在していたものである限り、債務不履行責任は生じない。ただし、受贈者がこれと異なる内容の合意があったことを証明した場合には、債務不履行の規律に従って責任を追及することができる。

問3. 家族法(親族・相続)

No.1

以上

入 試 年 度	2026 (令和 8) 年度入学試験
研 究 科 ・ 専 攻 名	法学研究科 法律学専攻【修士課程/博士前期課程・博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	一般 二次
試 験 科 目 名	中国語
出 題 の 意 図	法学論文の内容を正確に訳せることを問う

問1. 民法 761 条(日常家事債務)に関する理解を問うものであり、具体的に、夫婦の一方が日常家事の範囲外の行為をした場合に、民法 761 条で認められた法定代理権を基本代理権とする民法 110 条の表見代理の成立が認められるかについて、判例(最高裁昭和 44 年 12 月 18 日第一小法廷判決)の理解を問うものである。

すなわち、最判昭和 44 年 12 月 18 日は、本問と類似の事案において、①日常家事債務の連帯責任が生じる前提として、民法 761 条は、夫婦相互の代理権まで認めた規定であること、②民法 761 条にいう日常の家事に関する法律行為とは、假令の夫婦がそれぞれの共同生活を営むうえにおいて通常必要な法律行為を指すものであり、問題になる具体的な法律行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属するか否かを決するにあたっては、假令の夫婦の社会的地位、職業、資産、収入等、夫婦の共同生活の内部的な事情やその行為の個別的目的のみならず、さらに客観的に、その法律行為の種類、性質等をも充分に考慮して判断すべきであること、③夫婦の一方が日常の家事に関する代理権の範囲を超えて第三者と法律行為をした場合、当該越権行為の相手方である第三者においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときにかぎり、民法 110 条の趣旨を精確適用して、第三者の保護が図られることを明らかにした。

本問は、以上を踏まえ、不動産の処分が日常の家事に関する法律行為であったといえるか、また、C において、AB 夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由があったといえるかについて解答する必要がある。

No.2

以上

法律学専攻 一般 二次 憲法学

入 試 年 度	2026 (令和 8) 年度入学試験
研 究 科 ・ 専 攻 名	法学研究科 法律学専攻【修士課程/博士前期課程】
試 験 区 分	一般 二次
試 験 科 目 名	憲法学
出 題 の 意 図	憲法上の主要な論点についてどの程度理解しているのかを試す問題である。

(解答例)

問1. 違憲審査の審査基準について、論じなさい。

解答例：

違憲審査の審査基準とは、法令が憲法に適合しているかどうかを判断するための基準であり、法令の目的と制約の手段との関係を問題とする。主な審査基準として、厳格な審査基準、厳格な合理性の基準(または中間審査基準)、合理性の基準の 3 通りがある。第 1 の厳格な審査基準とは、目的が政府の必要不可欠な利益の保護にあり、手段が目的を達成するために必要最小限度のものであれば違憲とされる。第 2 の厳格な合理性の基準(または中間審査基準)とは、目的が重要であり、手段が目的の範囲で実質的関連性を有するものでない限り違憲とされる。第 3 の合理性の基準: 目的が正当な利益の保護にあり、手段が目的との間で合理的関連性を有するならば合憲とされるゆるやかな審査基準である。日本の最高裁判例などで具体例が示されるとともに良い答案となる。

問2. 国会の機能について説明しなさい。

解答例：

国会の機能としては、①法律の制定、②憲法改正の発議、③予算の承認、④財政の監督、⑤条約の承認、⑥内閣総理大臣の指名、⑦弾劾裁判所の設置などがあげられる。それぞれに関して、衆議院・参議院の関係(衆議院の優越の内容)、他の国家機関(天皇、内閣、裁判所)との関係などが説明されることが望ましい。その他に、国会による行政監視作用に関して説明することも可能である。また、国会の機能を論じる前提として、国民から直接選挙で選ばれる「国権の最高機関」であると説明すること、あるいは、議院内閣制の本質に関する議論を説明することなども可能である。

以上

法律学専攻 一般 二次 中国語

入 試 年 度	2026 (令和 8) 年度入学試験
研 究 科 ・ 専 攻 名	法学研究科 法律学専攻【修士課程/博士前期課程・博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	一般 二次
試 験 科 目 名	中国語
出 題 の 意 図	法学論文の内容を正確に訳せることを問う

(解答例)

歴史の発展からみると、近現代中国憲法は外来の法治文明を参考にすることを学んだ産物である。憲法の形式的外来性と中国の憲法後発国家として理論的資源が欠けていることが、新中国の憲法学の研究を次から次へソ連、アメリカ、ドイツ等の国の憲法学の理論枠組みの中に入れていった。このような学術傾向はその存在の歴史的合理性があるとはいえ、憲法は国家の重大問題を定める根本法と最高法として、我國の実践に深く関わり、我國の状況をはっきり示さねばならないものなので、このために明らかな国の特性をもつのである。

かつて新中国成立の始め、中国憲法学の研究者はかなり明確な知識の移植傾向を示していた。この時は、ソ連の国家法学が新中国の憲法学の創設と発展に対してかなり明確な影響を生み出していた。改革開放後の一時期は、憲法学の独立した学問分野の価値を求め、憲法学を政治学から分けるという目的を実現するために、中国憲法学は欧米等西洋国家の憲法学理論の中から知識資源を求め始めた。認めなければならないのは、この過程の中で、中国憲法学は前の時期のソ連の影響を受けて形成された強固な政治的性質を抜け出して、徐々に法学という学問分野としてもつべき規範的な性質を確立し始め、そして一定の発展の成功を得たことである。しかし西洋国家に理論的経験を求めることを過度に強調するのは、中国憲法学研究がこのような国家の憲法経験や中国憲法の進む方向を解釈・判断しさらには想像えさするということをもたらすことになる。このような学術傾向は以下の三重のロジックを含んでいる。即ち、まず、人類社会は憲法制度と憲法理論に関する一般的な知識のうちに存在しているということ、次に、西洋国家の憲法制度とその憲法学理論は、つまり普遍的に適用される一般的知識を具えているということ、最後に、現在の中国憲法学の発展は西洋国家の一般的な憲法学の知識を参考にしてその適応する構造を完成しなければならないということ。

以上

法学研究科 博士課程

一般 一次 英語

入 試 年 度	2026（令和8）年度入学試験
研 究 科 ・ 専 攻 名	法学研究科 法律学専攻【修士課程/博士前期課程・博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	一般 一次
試 験 科 目 名	外国語（英語）
出 題 の 意 図	大学院での研究活動に必要な英文読解力等を問うことを目的とする。
(解答例)	
問1.	
要約すると、我々は、個人が拘束され、あるいは、その他何らかの重大な懸念により当局に自由を奪われて、尋問を受ける場合、自己負担拒否特権は危険にさらされると判断した。当該特権を保護するために手続的保障が講じられなければならない。当該個人に黙秘権があることを告知して当該権利行使が厳格に尊重されることを保障しようとする他の完全かつ効果的な手段が採用されない場合には、以下の措置が求められる。当該個人は、尋問開始前に、彼に黙秘権があること、彼の供述はすべて法廷で不利な証拠として用いられる可能性があること、弁護士の同席を求める権利があること、そして、弁護士を雇う余裕がない場合には希望すれば尋問開始前に彼のために弁護士が選任されること、を告知されなければならない。これらの権利を行使する機会が尋問中を逃して与えられなければならない。当該告知が行われて権利行使の機会が与えられた後、当該個人は意図的かつ理性的に当該権利を放棄して質問に回答し供述することに同意できる。しかし、裁判において検察官により当該告知と権利放棄の存在が証明されない限り、尋問により得られた証拠は彼に対して不利に用いられることはない。	
問2.	
マーストリヒト条約は、主に経済共同体から政治的連合への移行を図る試みの一環として、初めてEU市民権という法的概念を導入した。EU市民の移動、居住、平等取扱の権利に関する強い条約上の根拠を提供し、既存の諸権利を市民権という傘の下に集約したことに加えて、EU運営条約20条-25条は、複数の新しい政治的権利および選挙権を創設した。	
その後、リスボン条約は、EU市民権を国籍に基づく差別の禁止と密接に結び付け、EU市民権を代表民主制および参加民主主義の文脈に位置付けた。近年、欧州委員会はこれらの規定を基にして、新たな法を制定することなく、既存の市民権の積極的な享受を推進及び促進しようと努めてきた。	
以上	

一般 一次 行政法学

入 試 年 度	2026（令和8）年度入学試験
研 究 科 ・ 専 攻 名	法学研究科 法律学専攻【修士課程/博士前期課程・博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	一般 一次
試 験 科 目 名	行政法学
出 題 の 意 図	本問は、退職所得に関する所得税法30条の条文の解釈方法および退職所得該当性の判断方法について問う問題である。いわゆる「10年退職事件」（裁判昭和58年12月6日訟月30巻6号1065頁）を参考にしている。退職所得該当性について、所得税法30条1項の文理解釈、および2項（2分の1課税）および3項（退職所得控除）における趣旨を踏まえた解釈ができるかどうかを問う問題である。 なお、上記の最高裁判決の判旨に沿った回答をしなければならないのではなく、文理解釈および趣旨解釈（目的論的解釈）の両面から規範を導き出し、事実当てはめて結論を示すことができるかどうか問われている。
No.1	

薬学研究科 博士課程

病態解析科学 外国人 二次 英語

(解答例)	
解答例①: (1) 所得税法30条1項によれば、退職所得とは、「退職手当、一時退給その他の退職により一時に受ける給付」（以下、この部分を「1項前段」という。）及び「これらの性質を有する給付」（以下、この部分を「1項後段」という。）と定められている。これらのうち、1項前段の要件に該当するためには、ある金員が、(1)退職、すなわち勤務関係の終了という事実によって初めて給付されること、(2)従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質を有すること、(3)一時金として支払われること、との要件を備えることが必要であると解されている。 また、1項後段の要件に該当するためには、それが、形式的には上記の各要件のすべてを備えていなくても、実質的にみてこれらの要件の要求するところに適合し、課税上、「退職により一時に受ける給付」と同一に取り扱うことを相当とするものであることを必要とすると解されている（裁判昭和58年12月6日訟月30巻6号1065頁参照）。 これらの解釈は、所得税法30条1項の文言を文理解釈したものといえる。本問の事実をこれらの解釈に当てはめると、Aは、勤続満10年に達した時点でX社から本件退職金の支払いを受けるものの、その後も同社に引き続き勤務し、それまでの勤務関係に変化がないことから、勤務関係が終了したものとみなすことはできないため、1項前段の要件(1)を満たすとはいえない。そのため、本件退職金は1項前段には該当しないことになる。 また、1項後段該当性については、当該勤務関係の性質、内容、労働条件等において重大な変動があつて、形式的には継続している勤務関係が実質的には単なる従前の勤務関係の延長とはみられないなどの特別の事実関係があることを要するものと解されている。本問の事実では、本件退職金の支給を受けたAは、その後もX社に引き続き勤務し、従前の役職、給付、有給休暇の日数の算定等には変化がなく、また社会保険の切り替えもされなかったとされていることから、1項後段の要件に該当するということではない。 したがって、所得税法30条1項の文理解釈によれば、本件退職金を退職所得と扱うことはできない。	
解答例②: (2) 所得税法30条2項は、退職所得の金額は、「その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額」とすると定めている。また、同条3項は、退職所得控除額は、勤続年数によって算定される旨定めている。こうした措置は、給付所得とは異なる優遇措置であるといえ、その趣旨は、退職手当等の名義で支給される金員は、退職者が長期間勤務してきたことに対する報酬の性質を持つこと、支給者の退職後の生活保障という配慮に基づくものと解されている。 かかる趣旨を踏まえて本問について検討すると、Aは勤続満10年に達することにより本件退職金を支給されているが、上記の優遇措置の趣旨に合致するとはいえない。 したがって、趣旨解釈（目的論的解釈）の点からも、本件退職金を退職所得と扱うことはできないというべきである。	
以上	
No.2	

入 試 年 度	令和8年度入学試験
研 究 科 ・ 専 攻 名	薬学研究科 薬学専攻【博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	外国人 二次
試 験 科 目 名	英語
出 題 の 意 図	研究科の人材養成目的を理解し、志望研究分野の修学に係る能力・技能を身につけているか、本試験科目を通じて確認する。
(解答例)	
Q1: Explain pathophysiology of musculocontractural Ehlers-Danlos syndrome.	
解答例①: Musculocontractural Ehlers-Danlos Syndrome (mcEDS) is caused by a lack of dermatan sulfate (DS) or a replacement from DS to chondroitin sulfate (CS), because of the mutations in the biosynthetic enzymes of DS, such as carbohydrate sulfotransferase 14/dermatan 4-O-sulfotransferase 1 (CHST14/D4ST1, mcEDS-CHST14) and DS epimerase. During the biosynthesis of DS, after formation of chondroitin backbone, a disaccharide-repeating region of dermatan is synthesized through epimerization of a carboxyl group at C5 from glucuronic acid (GlcUA) to iduronic acid (IdoUA) by DSE. A mature DS chain is synthesized through modification of dermatan chain with sulfation by D4ST1. However, the lack of DSE or D4ST1 leads to impairment of the biosynthesis of DS, and instead, CS chains are synthesized.	
Q2: Explain clinical manifestations of musculocontractural Ehlers-Danlos syndrome.	
解答例②: Patients' clinical features are highly characteristic and various malformations are observed. One of typical symptoms are craniofacial feature, including large fontanelle, hypertelorism, short and downslanting palpebral fissures, blue sclerae, short nose with hypoplastic columella, low-set and rotated ears, high palate, long philtrum, thin upper lip vermillion, small mouth and micro-retrognathia. Multiple congenital contractures such as adduction-flexion contractures of thumbs and talipes equinovarus are observed. Visceral and ocular malformations are also detected.	
Q3: Explain why chondroitin sulfate is synthesized instead of dermatan sulfate in the patient with musculocontractural Ehlers-Danlos syndrome.	
解答例③: Defect in D4ST1 enables a back-epimerization reaction that converts IdoUA back to GlcUA to form chondroitin by DSE. Defect in DSE inhibit the conversion from GlcUA to IdoUA leading to accumulation of chondroitin. It is then modified with the 4-O-sulfation and/or 6-O-sulfation of GalNAc residues in chondroitin by C4ST1 and C6ST1, respectively, to form CS chains. Once the GalNAc residue is sulfated, the adjacent GlcUA residue cannot become a substrate for DSE. That is why CS chains cannot be transformed to DS chains any more.	
Q4: Consider the treatment methods of this disease.	
解答例④: Since this is a congenital disorder, genetic therapy likely the best treatment option. If the mutation is a single missense mutation leading to reduced enzyme activity, chaperon therapy may also be a candidate. Chaperone therapy is a treatment that stabilizes mutated enzyme proteins by adding chaperones to the	
No.1	

医療情報科学 社会人 二次 英語

structure, thereby enhancing enzyme activity.	
	以上

No.2

入 試 年 度	令和8年度入学試験
研 究 科・専 攻 名	薬学研究科 薬学専攻【博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	社会人 二次
試 験 科 目 名	英語
出 題 の 意 図	研究科の人材養成目的を理解し、志望研究分野の修学に係る能力・技能を身につけているか、本試験科目を通じて確認する。

(解答例)

問1. 設問1以下の英文は高齢のがん患者に対する G8 スクリーニングツールの精度について体系的にレビューした論文の抄録です。内容を要約しなさい。

解答例: 本研究の目的は、高齢がん患者における G8 スクリーニングツールの、包括的ジェアトリック評価 (GA) に対する長所精度および臨床転帰 (生存率、治療経過、患者中心のアウトカム) との関連を系統的にレビューすることである。MEDLINE および EMBASE を用いた検索により 46 研究 (54 報告) が抽出された。結果、GA に対する G8 の感度の中央値は 85%、特異度は 64% であった。また、生存率や治療関連併発症との関連が多くの研究で示されたが、治療死や患者中心のアウトカムに関する評価は限られていた。結論として、G8 はフル GA が必要な患者を特定する有用なツールであるが、特定のアウトカム予測についてはさらなる研究が必要である。

問2. この研究において、用いられた研究デザインは何か?

解答例: メタアナリシス (系統的レビュー、システマティックレビュー)

問3. 次に本論文に記載されている図と文の一部を示す。図と、文を読み、G8 ツールの診断性能における感度 (Sensitivity) と特異度 (1-specificity) として示されている偽陽性率との関係についてのどのような傾向が読み取れるかを説明しなさい。また、この傾向が臨床現場においてどのような意味を持つか論述しなさい。

解答例: 図から読み取れる傾向: G8 ツールは、潜在的なフレイルを検出するための感度が高い (中央値 85%)。一方で、特異度は比較的低い (中央値 64%) 傾向がある。具体的には、偽陰性 (フレイルを見逃す) は 15% と少ないが、偽陽性 (健康な患者をフレイルの疑いありと判定する) が 35% 発生することが読み取れる。臨床的意味: 感度が高いため、支援が必要な患者を効率的に拾い上げることが可能だが、特異度の低さゆえに実際には健康な患者も「偽陽性」と判定されやすい。そのため、G8 陽性で判断するのではなく、「G8 で陽性となった患者に対して詳細な GA を実施する」という二段階アプローチのスクリーニングツールとして活用するのが適切である。

問4. 次の文は、この研究の考察の一部分である。この部分に記載されていることから、もし、この研究結果を自身の臨床現場や研究に適用しようとする際と考えると考えられる点と、留意すべき点について論述しなさい。

解答例: 利点と考えられる点: G8 は、詳細な GA が必要な施設が高齢がん患者を特定するための感度が良好である。また、生存率や治療関連併発症の予測と関連しており、臨床現場で治療方針を決定する際の補助材料になり得る点。留意すべき点: このレビューに含まれる研究対象施設が、がん種、病期、治療形態、フレイルの状態で非常に不均一 (ヘテロ) である点。そのため、この研究結果をそのまま他の臨床現場の実践に当てはめる (外挿する) ことには慎重である必要がある。また、QOL などの患者中心のアウトカムについてはエビデンスがまだ限られている。

薬物動態科学 社会人 二次 英語

入 試 年 度	令和8年度入学試験
研究科・専攻名	薬学研究科 薬学専攻【博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	社会人 二次
試 験 科 目 名	英語
出 題 の 意 図	研究科の人材養成目的を理解し、志望研究分野の修学に係る能力・技能を身につけているか、本試験科目を通じて確認する。

(解答例)

本研究では、高速せん断造粒機を用いて、溶媒や加熱を使用せずに、インドメタシン (IND) 結晶と L-アルギニン (ARG) 結晶を微結晶セルロース (MCC) 核球と単純に混合することにより、共非晶質 (コアモルファス) 混合物が層状に被覆したペレットの調製に成功した。IND 結晶を ARG 結晶と一緒に処理することにより、IND 結晶の非晶質化速度が増加し、120 分よりも短い処理時間で完全な非晶質化を達成した。高温 (20°C と 30°C) では、複合粒子は単一のガラス転移温度 (Tg) を示し、これは修正 Gordon-Taylor 式によって予測される理論値に近づいたことから、IND と ARG の共非晶質混合物が形成されていることを示した。共非晶質化は分子拡散が高まる高温状態で促進されるため、ARG を含むシステムでは、ARG を含まないシステムと比較して、ジャケット温度の上昇とともに IND 結晶の非晶質化傾向が増加した。IND と ARG のモル比が 2:1 と 1:1 のとき、IND 結晶の完全な非晶質化と共非晶質化が達成され、この技術を用いた IND と ARG の共非晶質混合物の形成において IND と ARG のモル比の閾値が 2:1 であることを示している。ARG を含まない複合粒子の表面は、微細化された IND 粒子で覆われていたが、IND と ARG の共処理によって滑らかな表面に変化したことから、共非晶質混合物が層状にペレットを被覆していることを示している。ペレット上での ARG を含む非晶質 IND は、少なくとも 4 週間は再結晶が観察されなかった。被覆ペレットを溶解した際の IND 濃度は過飽和を示し、最大濃度は ARG と IND の比率の増加とともに増大した。薬物の溶解濃度は最大値に達した直後に急激に減少したが、ペレットに ヒプロメロース (HPMC) を IND と ARG の総重量の 10% となるよう添加すると、溶媒誘導による溶解 IND の再結晶化が抑制された。これらの知見を総合すると、この技術は、溶媒を用いずに一段階プロセスで共非晶質 (コアモルファス) 混合物が層状に被覆したペレットを調製できる可能性を示唆している。さらに、この手法は溶媒の使用や加熱を必要としないため、持続的なモルファス製品の開発を高めることが期待される。

以上

薬物治療科学 社会人 二次 英語

入 試 年 度	令和8年度入学試験
研究科・専攻名	薬学研究科 薬学専攻【博士後期課程・博士課程】
試 験 区 分	社会人 二次
試 験 科 目 名	英語
出 題 の 意 図	研究科の人材養成目的を理解し、志望研究分野の修学に係る能力・技能を身につけているか、本試験科目を通じて確認する。

(解答例)

目的: ビノレルピンの静脈内注射はしばしば発赤、注射部位の疼痛、静脈炎などの静脈刺激を引き起こします。本研究の目的は、ビノレルピンによる静脈刺激のリスク要因を明らかにし、適切なビノレルピン投与方法を確立することです。

方法: 2006 年 4 月から 2008 年 9 月までにビノレルピンを投与された 63 人の患者における静脈刺激のリスク要因を解析しました。その後、ビノレルピンの投与レジメンを変更し、2008 年 10 月から 2010 年 3 月までにビノレルピンを投与された 24 人の患者における静脈刺激の発生率を検討しました。

結果: 多変量ロジスティック回帰分析により、ビノレルピンの投与量 (≥ 40 mg) が静脈刺激の有意な予測因子であることが明らかになった (調整オッズ比 = 4.39、95%信頼区間 1.33-14.49、 $p = 0.015$)。さらに、ビノレルピンを ≥ 40 mg 投与された患者の静脈刺激のグレードは、 < 40 mg 投与された患者よりも有意に高かった ($p = 0.011$)。この結果に基づき、ビノレルピン溶解用の生理食塩水の量を 50 mL から 100 mL に変更した。レジメン変更後、ビノレルピンによる静脈刺激のグレードは有意に低下した ($p = 0.034$) が、発生率自体には有意な変化はなかった (46.0% 対 33.3%)。

結論: 解析に基づくビノレルピンのレジメン変更は、静脈刺激の程度を大幅に低下させた。薬剤師は、ビノレルピンによる静脈刺激の管理に貢献できる。

以上